

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

平成 29 年 11 月 13 日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 1700314 号
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（厚）第 1700205 号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 58 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 18 年 6 月
② 平成 19 年 12 月

A社に勤務した期間のうち、請求期間①及び②の賞与の記録がない。請求期間に事業所から賞与の支払を受け、賞与から厚生年金保険料を控除されていたので、調査の上、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、請求期間①及び②における賞与の支給額及び賞与に係る厚生年金保険料控除額を確認できる賞与支給明細書等の資料を保有していない上、A社の財務担当者は、請求者の請求期間に係る賞与の資料等はない旨陳述していることから、請求者の当該期間に係る賞与の支給額及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、請求者の請求期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。